

# 調理師の皆様へ

調理のお仕事をされている調理師の方は調理師業務従事者届を提出してください。

この届出は、調理師の皆様の就業地等現在の状況を把握させていただくことにより、調理の業務に従事する調理師としての資質向上を目的とする研修事業等の実施の円滑化、ひいては国民の食生活の向上を図ることを目的として、調理師法により2年に一度の届出が必要な制度です。この趣旨を御理解いただき、調理師の皆様は、所定の期日までに届出をお願いします。

## 1 届出が必要な方

調理師免許をお持ちの方で、栃木県内の次の施設で調理業務に従事している方

- (1) 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設  
その他多数の人に飲食物を調理して供与している施設
  - (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業の営業許可を有する施設
- (\*) 県外の施設で調理業務に従事している方は、その就業地の都道府県の担当部局が提出先となります。

## 2 届出期限

令和7(2025)年1月15日(水)まで(郵送の場合は当日消印有効)  
※令和6(2024)年12月31日現在の状況を届け出てください。

★ 電子申請システム



## 3 届出方法

以下の(1)又は(2)の方法で届出ください。

- (1) 電子申請システム(インターネット環境)による届出  
栃木県公式ホームページから電子申請システムによる届出ができます。  
(令和6(2024)年12月31日(火)から利用できます)

★ 届出用紙ダウンロード



- (2) 届出用紙による届出

裏面の届出用紙(栃木県公式ホームページからダウンロードすることも可能)に  
令和6(2024)年12月31日現在の状況を記入し、勤務している施設を管轄する健康福祉センター(宇都宮市内の施設については、宇都宮市保健所)に郵送、ファクシミリ又は持参により提出してください【下記「★提出先」を参照ください。】

持参する場合は、各健康福祉センター又は宇都宮市保健所の食品衛生窓口へ提出してください。

注意) 矢板・烏山健康福祉センターは持参のみ受け付けています。食品衛生窓口の開設時間が異なりますので御注意ください。

矢板健康福祉センター(水のみ)：午前9時30分から正午及び午後1時から午後4時まで

烏山健康福祉センター(木のみ)：午前10時から正午及び午後1時から午後3時30分まで

★ 提出先 (管轄は栃木県公式ホームページ 健康福祉センターの食品衛生窓口一覧を御確認ください。)

宇都宮市保健所	〒321-0974 宇都宮市竹林町972	TEL 028-626-1110 FAX 028-627-9244
県西健康福祉センター	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1	TEL 0289-64-3028 FAX 0289-64-3059
県東健康福祉センター	〒321-4305 真岡市荒町116-1	TEL 0285-83-7220 FAX 0285-84-7438
県南健康福祉センター	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	TEL 0285-22-4235 FAX 0285-21-0175
県北健康福祉センター (矢板・烏山管内含む)	〒324-8585 大田原市本町2丁目2828-4	TEL 0287-22-2364 FAX 0287-23-9433
安足健康福祉センター	〒326-0032 足利市真砂町1-1	TEL 0284-41-5897 FAX 0284-41-6907
今市健康福祉センター	〒321-1263 日光市瀬川51-8	TEL 0288-21-1066 FAX 0288-22-6321
栃木健康福祉センター	〒328-8504 栃木市神田町6-6	TEL 0282-22-4121 FAX 0282-22-7697